

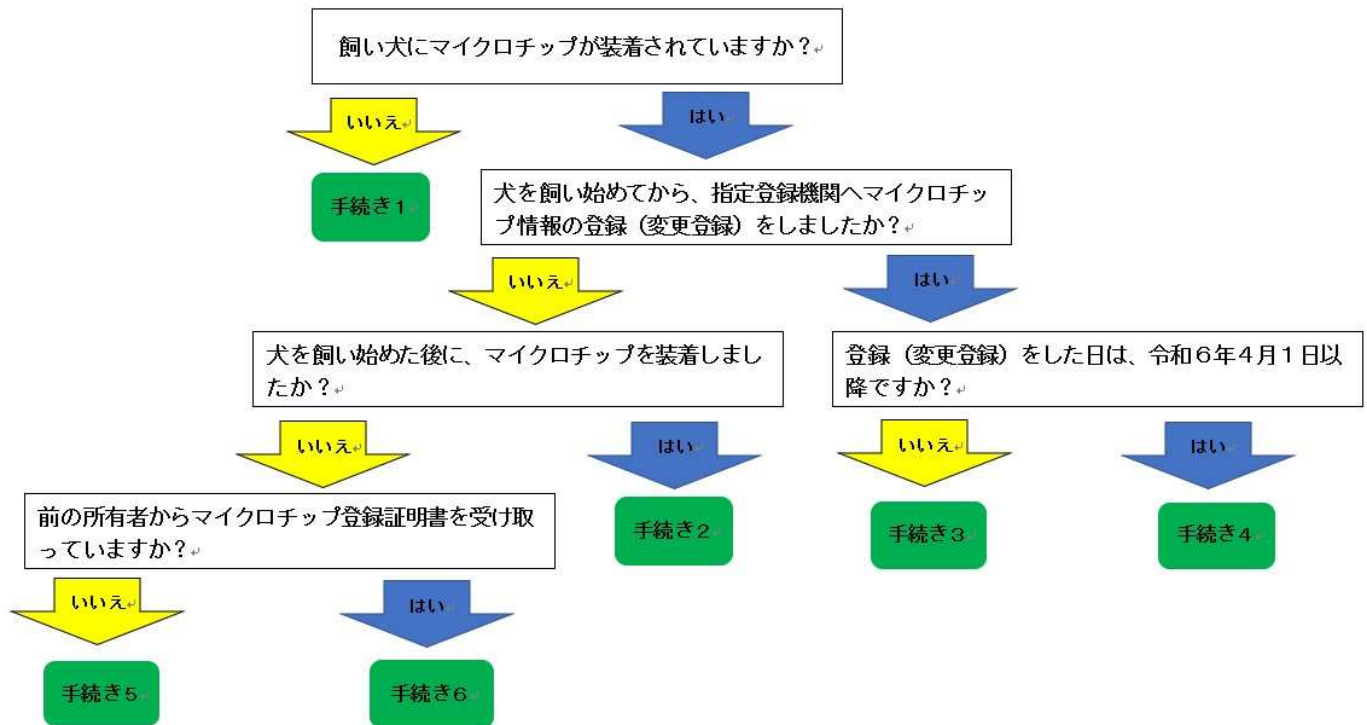
マイクロチップ装着済の犬の登録について

■令和6年4月1日以降に犬を所有した方の手続き

以下のフロー図を参照して頂き、手続きをお願いします。

指定登録機関へのマイクロチップ情報を登録、変更登録等する場合の手続きは、指定登録機関でオンラインまたは郵送になります。

手数料（オンライン申請手数料：300円/頭、紙申請手数料：1,000円/頭）がかかります。



・手続き1

環境課（本庁3階）又は大井川市民サービスセンター（大井川庁舎）で登録してください。なお、マイクロチップを装着し、令和6年4月1日以降に指定登録機関に登録した場合は、市への手続きは不要です。

・手続き2

指定登録機関へマイクロチップ情報を登録してください。登録完了後、指定登録機関からの特例通知により、市への手続きは不要です。

・手続き3

令和6年3月31日までに、指定登録機関へマイクロチップ情報を登録した場合、指定登録機関から市へ特例通知が送付されませんので、環境課（本庁3階）又は大井川市民サービスセンター（大井川庁舎）で登録してください。

・手続き4

指定登録機関から特例通知により、市への手続きは不要です。

・手続き5

前の所有者に指定登録機関へマイクロチップ情報を登録していたか確認してください。

前の所有者が指定登録機関へマイクロチップ情報を登録していた場合は、マイクロチップ登録証明書を受け取り、指定登録機関へマイクロチップ情報の変更登録をしてください。指定登録機関から特例通知により市への手続きは不要です。

前の所有者が指定登録機関へマイクロチップ情報を登録していない場合は、マイクロチップ装着時期により必要な手続きが異なりますので、市環境課までお問い合わせください。

・手続き 6

指定登録機関へマイクロチップ情報の変更登録をしてください。指定登録機関から特例通知により市への手続きは不要です。